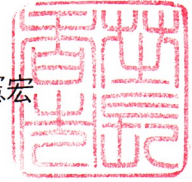


香生援第485号
令和4年1月20日

香芝市議会議長 川田 裕 様

香芝市長 福岡 憲宏



質問状に対する回答について

令和4年1月11日付けで香芝市議会基本条例に基づき質問のあったことについて、下記のとおり回答いたします。

1. 生活保護申請の現状について

①生活保護を希望して来訪された世帯のうち、申請に至らない世帯の割合はどうか。

(回答) 相談に来訪される方の全てが生活保護の申請を希望されていない場合もございますが、生活相談に来訪された方のうち、平成30年度は38.3%、令和元年度は36.8%、令和2年度は52.3%の方が保護申請を行っておられます。

②生活保護を申請された世帯のうち、受給に至らない世帯の割合はどうか。

(回答) 平成30年度は11.4%です。(申請39件中、5件却下)、令和元年度は6.3% (申請32件中、1件却下、1件取下げ)、令和2年度は10.9%です。(申請46件中、5件却下)

③生活保護を申請された世帯のうち、受給に至らない理由の主なものは何か。

(回答) 平成30年度から令和2年度までの却下数11件のうち、約半数(54.5%)が資産の保有を理由としたものです。

④生活保護基準以下の世帯で実際に受給している割合、捕捉率についてはどうか。

(回答) 国においては、捕捉率とは異なりますが、平成22年に「生活保護基準以下の低所得者数に対する被保護世帯者数の割合」について「全国消費実態調査」や「国民生活基礎調査」を基に全国値を推計値として公表していますが、この推計値には、生活保護の要否判定に必要な個人が持つ資産(住宅・土地・自動車・貴金属・)やその他の収入(親



族からの送金)、申請者自身の稼働能力の有無が不明で有るため、保護の要件を満たしているか否かは判断できないとしており、市町村においても指標として使用していないため把握しておりません。

⑤生活保護基準以下の世帯で受給していない世帯についてはどのように対応しているのか。

(回答) 問④のとおり、生活保護基準以下の世帯の実態を把握していないため回答致しかねます。

2. 生活保護事業に対する本市の見解について

⑥生活保護率や捕捉率が低い理由について、どのようなお考えか。

(回答) 生活保護率の増減要因は、国の経済的・社会的要因に加え受給者個人の問題など様々であり本市の状況を的確に分析することは困難ですが、他市と比べて「高齢化率が低いまち」であることが受給率の低さに繋がっているものと推測しています。

また、生活保護受給に至る前に、生活困窮者に対して自立支援を継続して行っていることも要因であると考えています。

⑦生活保護に至らせないために、本市としてどのような施策が必要か。

(回答) 生活困窮者に対する「自立相談支援」のほか、「住居確保給付金」、社会福祉協議会の「緊急小口資金等の特例貸付」など、生活保護に至る前段階の支援の継続・強化と、生活困窮に至るリスクの高い世帯の早期把握・早期支援のため、包括的な支援体制の構築が必要と考えています。

3. 申請や審査の際の議員の働きかけに対する記録について

⑧議員が行政に対する働きかけを行った場合、記録する働きかけについて、記載する項目は決まっているか。

(回答) 働きかけが具体的にどういったことを指すのか判りかねますが、例えば市民からの生活相談を受けられた議員から相談者を紹介された場合、議員からの紹介であることは記録している例がございます。記載する項目については、保護申請に至る経緯として記載する例がありますが特に決まっておりません。



⑨決まっている場合、記録する項目はどのようなものか。

(例えば、誰が働きかけをしたか、どこに働きかけをしたか、行政側は働きかけに対してどのような対応をしたか、など。)

(回答) 議員であるないにかかわらず、相談者を取り巻く支援者・関係者として、何時、誰が、どのような言動をされたのかはケース記録に記載することはあります。

⑩これらの情報について、情報公開条例以外の方法で開示、公表しているか。

(回答) していません。

⑪記録は年間何件ほどあり、内訳はどうか？

(回答) ケース記録に記載している議員による紹介を経て保護申請された件数は、平成30年度、令和元年度、令和2年度、いずれも0件でした。